

公立豊岡病院組合

看護職員奨学金制度案内

1. 目的

- ・本制度は但馬地域の医療を充実させる為に、公立豊岡病院組合で勤務する看護師及び助産師の確保を目的としたものです。
- ・奨学金の貸与を受けた者が公立豊岡病院組合職員として一定期間勤務した場合、奨学金の返還が免除されます。

2. 対象者

下記の要件を備えた者

(1) 現在、看護師または助産師養成施設に在学する方

養成施設とは、保健師助産師看護師法において、

- ・第20条第1号に規定する学校及び第2号に規定する助産師養成所
- ・第21条第1号に規定する大学、第2号に規定する学校及び第3号に規定する看護師養成所です。

(2) 上記の養成施設を卒業後、直ちに組合立病院で勤務する意思のある方

(3) 地方公務員法第16条各号に該当しない方

地方公務員法第16条に規定する欠格条項

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3. 貸与額

(1) 月額 50,000 円 (年額 600,000 円) ……看護師養成施設在籍者

(2) 月額 100,000 円 (年額 1,200,000 円) ……助産課程選択者及び
助産師養成施設在籍者

4. 貸与期間

修学年限内

※ただし、長期欠席、留年または休学時には貸与を一時停止する場合があります。

5. 返還免除

養成施設を卒業後、1年以内に看護師免許または助産師免許を取得し、直ちに組合立病院の看護師または助産師として勤務に就き、奨学金の貸与期間と同期間引き続き勤務した場合、奨学金の返還を免除します。

6. 返還

(1) 前項の返還免除規定に該当しない場合は、奨学金を返還して頂きます。

(返還免除に該当しない主な例)

- i 奨学金の貸与の決定が取り消された時
 - ・奨学金貸与対象者の要件を失った時
 - ・その他、奨学金を貸与することが不適当と認められる時
- ii 病院組合が実施する採用試験に合格しなかった時
- iii 養成施設の卒業後 1 年以内に免許を取得できなかった時
- iv 免許の取得後直ちに組合立病院において業務に従事しなかった時
- v 死亡、心身の故障で業務に従事できない時

※組合立病院の在職期間中で、業務に起因する場合は除く。

(2) 返還免除に必要な勤務年数に満たないで退職した場合は、勤務期間にかかわらず貸与した奨学金の全額が返還の対象となります。

(3) 返還には、奨学金を貸与した日の翌日から貸与期間の末日までの期間の日数に応じ、貸与した額につき年 10 パーセントの割合で計算した返還利息が発生します。

(4) 奨学金の返還は、返還すべき事由が生じた日の属する月の翌月から起算して 3 ヶ月以内に返還利息を付して一括返還して頂きます。なお、管理者が特別の理由があると認めた時は、この限りではありません。

7. 返還の猶予

養成施設を卒業後、さらに他種の養成施設に在学し、その卒業後に組合立病院において勤務する見込みがあるときは、他種の養成施設に在学期間中は返還を猶予します。

(看護師養成施設を卒業し、引き続き助産師養成施設に入学した場合等)

8. 連帯保証人

応募にあたっては連帯保証人 2 名が必要となります。

※ 2 名のうち 1 名は申請者の父または母とし、もう 1 名は申請者と別世帯であり独立の生計を営む者である必要があります。(ご両親が亡くなられている等、連帯保証人 2 名を立てることが難しい場合はご相談ください。)

9. 延滞利息

正当な理由がなく、奨学金及び返還利息を期日までに返還しなかった場合は、期日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額の年 14.5 パーセントの割合で計算した延滞利息を支払って頂きます。